

# 令和6年度 諫早市立小長井中学校 部活動に係わる運営規程

## 1 通常練習

### (1) 平日の練習

① 活動時間は、長くとも2時間程度とし、完全下校時刻を厳守すること。

### (2) 土・日・祝日の練習

① 活動時間は、3時間程度とすること。

② 必ず、指導者、保護者のいずれかの管理下で活動すること。

③ 大会前日に当たる場合は、練習を行ってよい。ただし翌月曜日を休養日とするなど休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定すること。

④ 3連休の場合は、必ず1日以上の休養日を設定すること。

### (3) 夏季休業日

① 活動時間は、3時間程度とすること。ただし、熱中症等の危険性が考えられる気象状況下では、練習内容・練習時間及び中止を適切に判断すること。

② 必ず、指導者、顧問、保護者のいずれかの管理下で活動すること。

③ 原則、学校閉庁日を含む学校閉庁期間は部活動を休止とすること。

### (4) 冬季休業日、春季休業日

① 活動時間は、3時間程度とすること。

② 必ず、指導者、顧問、保護者のいずれかの管理下で活動すること。

③ 帰宅時の危機管理に鑑み、日没を考慮して終了時刻を設定すること。

## 2 休養日について

(1) 週当たり2日以上の休養日を設けること。その場合、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上とする。

(2) 公式大会(全国大会等)及び中文連が主催する大会出場を除き、毎月の第3日曜日(家庭の日)は、部活動を実施しない日(ノーブル活動デー・ノーフットボールデー・ノーバスケットボールデー)と位置付ける。

(3) 長期休業日中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間を設けること。

## 3 合同会について(文化部も含む)

(1) 自校会場、及び他会場での実施も含め、土・日のいずれか1日に限定して計画・実施すること。ただし、土・日・祝日等により3連休となる場合は、2日間練習を行ってよい。ただし、原則として連休最終日を休養日とすること。

(2) 活動時間は、3時間程度とする。

ただし、移動、昼食、準備・片付け、他校活動の参観や鑑賞の時間を除く。

(3) 次に示す、土・日・祝日、長期休業中の合同活動における基本3事項を遵守して活動すること。

- ① 事前に練習試合計画書を提出し、校長の許可を得ること。
- ② 保護者に対して十分な説明を行い、理解と了承を得ること。
- ③ 活動時間は、原則として実際の活動時間が3時間程度に収まるように計画すること。

## 4 大会や地域の行事等への参加(中体連・中文連が主催・共催しない大会)

(1) 事前に大会要項を提出し、校長の許可を得ること。

(2) 各種大会、地域行事等への参加は、異なる大会等や地域の行事、催し等への参加が連続週にわたることがないように精査し、年間の上限を7回程度とすること。

(3) 参加する場合は、土・日の2日間ともに終日参加することができるが、2日間ともに参加した場合は、次の日を完全休養日とすること。

## 5 その他

(1) 部活動(拠点校含む)と地域クラブ活動が連携して活動した場合も、活動時間は上記「1の(2)の③」を遵守する。(逸脱した場合、中総体参加の可否の検討あり)

(2) 指導者の暴力等への対応は、「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰セクハラ等に対する長崎県中学校体育連盟の対応」に基づく。